

## 市第 110 号議案

## 市民文化会館の指定管理者の指定

次のように市民文化会館の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市民文化 会館関内ホール	中区太田町2丁 目23番地	(株)t v k コミュニケーション ズ・(株)テレビ神奈川・(株)相鉄 エージェンシー・(株)清光社・ (公財)横浜市芸術文化振興 財団 共同事業体 代表者 株式会社 t v k コミュニケー ションズ 代表取締役 高橋 隆男 社 長	平成28年4月1日か ら平成33年3月31日 まで
横浜市吉野町市 民プラザ及び横 浜市岩間市民プ ラザ	同	(株)t v k コミュニケーション ズ・(公財)横浜市芸術文化 振興財団・(株)清光社・(株)相鉄 エージェンシー 共同事業体 代表者 株式会社 t v k コミュニケー ションズ 代表取締役 高橋 隆男 社 長	同

## 提 案 理 由

横浜市市民文化会館関内ホール等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

(株) t v k コミュニケーションズ・(株)テレビ神奈川・(株)相鉄エージェンシー・(株)清光社・(公財)横浜市芸術文化振興財団 共同事業体の構成員

- 1 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社 t v k コミュニケーションズ

代表取締役 高 橋 隆 男  
社 長

- 2 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社テレビ神奈川

代表取締役 中 村 行 宏  
社 長

- 3 神奈川区栄町 5 番地の 1

株式会社相鉄エージェンシー

代表取締役 三 浦 彰 久  
社 長

- 4 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役 鈴 木 良 一  
社 長

- 5 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 澄 川 喜 一

(株) t v k コミュニケーションズ・(公財)横浜市芸術文化振興財団・(株)清光社・(株)相鉄エージェンシー 共同事業体の構成員

- 1 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社 t v k コミュニケーションズ

- 代表取締役社長 高橋 隆 男
- 2 中区山下町 2 番地
- 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
- 理事長 澄川 喜 一
- 3 中区山下町 1 番地
- 株式会社清光社
- 代表取締役社長 鈴木 良 一
- 4 神奈川区栄町 5 番地の 1
- 株式会社相鉄エージェンシー
- 代表取締役社長 三浦 彰 久

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）